

公 示

道路運送法施行規則第15条の12第1項第2号及び第15条の14第1項第1号の規定による地方運輸局長が指定する区域及び時間帯について

制 定 平成13年12月25日 九運公福第40号
一部改正 平成18年 9月29日

道路運送法の一部を改正する法律が平成14年2月1日から施行されるのに伴い同法施行規則第15条の12第1項第2号及び第15条の14第1項第1号の規定による地方運輸局長が指定する区域及び時間帯を次のとおり定めたので公示する。

平成13年12月25日
九州運輸局長 谷口 克己

記

- 1 時間帯の指定は次の地域ごとに行う
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

- 2 区域及び時間帯

指定の範囲	上記1の地域を起点とする区域				
平日	1時台	7時台	9時台	17時台	19時台
土日祝	6時台	8時台	16時台	18時台	翌0時台

注 運行時刻は、往路・復路の発時刻とする。

- 附 則 (平成13年12月25日 九運公福第40号 一部改正)
・この公示は、平成14年2月1日以降に処分するものから適用するものとする。

- 附 則 (平成18年9月29日 九運公第18号 一部改正)
・この公示は、平成18年10月1日以降に申請のあったものから適用する。